

保護者の皆様へ

県立高等学校における生徒1人1台端末導入に係るタブレット端末等購入支援
のための補助金交付申請の進め方

1 目的

令和4年度県立高等学校入学生から、個人所有端末により1人1台端末環境を整備しています。これにより、これまでの学校教育（主体的・対話的で深い学び）とICTをベストミックスし、「学びの変革」を図り、より学習を充実させます。

1人1台端末環境の整備にあたり、ご家庭で新たに端末を購入する際、一定の所得までの世帯に対し、世帯所得に応じた補助を行います。

2 購入の対象及び補助上限額

補助対象家庭	生徒1人当たりの補助上限額 注1
生活保護受給世帯および 世帯全員の道府県民税所得割及び市町村民税 所得割が非課税である世帯（*1）	54,000円
（*1）以外の、世帯全員の年間所得金額が6 20万円以下の世帯	20,000円

注1 この金額は、本補助金に係る予算が可決され、4月1日以降で予算の執行が可能となったことを前提としています。

※1 補助対象は、入学式の60日前の日以降に購入した、タブレット端末本体・キーボード・延長保障のみです。別途購入した周辺機器（マウス、カバーケースなど）及び代引き手数料など、その他の費用については補助対象になりません。

※2 補助金の申請には、原則として申請者または同一世帯の者宛ての、端末の購入を証明する書類又はその写し（購入した物品がタブレット端末等であること、販売元、購入日、購入価格（税込）がわかる領収書又は同様の内容を証明できるもの）が必要です。添付できない場合は、補助金の申請ができません。また、端末の支払いが完了しないと、購入を証明する書類が発行されない場合がありますので、ご注意ください。

3 補助金交付時期（予定）

申請方法	補助金交付時期	申請方法
概算払い（端末購入手続き（支払い含む）完了前に補助金交付を受ける場合）	令和6年5月目途	4へ
精算払い（端末購入手続き（支払い含む）完了後に補助金交付を受ける場合）	令和6年9月以降	5へ

※概算払いについては、生活保護受給世帯のみが対象です。

4 概算払いによる補助金交付に係る申請の流れ

(1) 申請方法

【申請期間】 **令和6年4月10日(水)まで**に書類提出を完了してください。

【提出先】 **会津高校 事務室**

申請には、以下の要件1～3を全て満たす必要があります。

【要件】	
1	推奨機(※)を購入するもの ※ 高等学校における学習用タブレット端末として教育委員会の業務協定先から購入するもの
2	申請時点で生活保護法第11条第1項第1号から第8号までのいずれかの扶助を受けている世帯
3	推奨機購入を申し込む前に、第6号様式により補助金交付申請をすること

① 申請書(第6号様式)

② 添付書類

- ・ 生活保護受給証明書又はその写し(申請時が受給期間であることがわかるもの)

③ 誓約書兼同意書(第2号様式)

- ・ 誓約・同意事項の内容を確認し、チェックする。(全ての□欄にチェックが入る必要があります。)
- ・ 年月日、住所、氏名を記入する。

④ 口座振替による支払申出書〔債権者登録(変更)申請書〕(第3号様式)

- ・ 申請者と別名義の場合は、委任状を添付

【推奨機購入後】

○ 完了報告書兼実績報告書(第7号様式)

○ 推奨機の領収書又は同様の内容を証明できるもの

令和6年5月27日(月)～令和6年6月7日(金)の期間内に提出ください。

(2) 関係書類の提出

① 上記(1)の①～④で準備した必要書類を学校へ全て提出します。その際、申請者は提出書類の写し(コピー)を取り、保管をしてください。

※ 補助金交付を受けた場合、申請者は申請書類の写し(コピー)の5年間保管が必要となります。

※ 補助金申請書チェックリスト(概算払い版)で提出書類および記載内容の確認をお願いします。

② 申請した書類に不備があった場合は、訂正し、再度学校へ提出をお願いします。

(3) 補助金交付の可否及び交付金額のお知らせ

① 学校を通じて補助金交付について次のいずれかの通知文書によりお知らせします。

- ・ 補助金交付決定と交付金額に関する通知文書
- ・ 補助金交付が決定しなかったことに関する通知文書

② 概算払いについては、4月中に通知を予定しています。

(4) 補助金の交付

① 支払申出書(第3号様式)の口座に口座振替による補助金交付を行います。

② 概算払いについては、遅くとも**5月を目途**に交付を予定しています。

注意点(次の内容に注意して申請してください)

○ 住所はすべて住民票の住所を記入してください。

○ すべての書類の申請者を同じ名義(同一)にしてください。

○ 支払口座は原則として申請者名義にしてください。

(同一世帯に限り、委任状の提出で支払口座を別名義にすることができます。)

5 精算払いによる補助金交付に係る申請の流れ

(1) 申請方法

【申請期間】

令和6年6月17日（月）～令和6年7月5日（金）の期間内に書類提出を完了してください。

【提出先】担任へ提出

① 申請書兼実績報告書（第1号様式）

※ 3 端末機器の購入日は、申込日または、領収書等の日付を記入してください。
 なお、高校入学前に購入した場合は、入学式の60日前までに購入したタブレット端末が対象です。

※ 3 端末機器の購入金額に計上できるのは、②（県推奨機以外の機種を購入）の場合、タブレット端末本体・キーボード・延長保障のみです。別途購入した周辺機器（マウス、カバーケースなど）及び代引き手数料など、その他の費用については補助対象になりません。

また、端末機器の購入金額は、値引き・割引後の金額とし、補助対象外のものから先に値引額を差し引くものとする。ただし、クーポンやポイントについては、値引き、割引にはあたらない。

○ 計算例（支払額 53,500円）

タブレット本体（税込）	40,000円（補助対象）
キーボード（税込）	15,000円（補助対象）
延長保証（税込）	4,000円（補助対象）
マウス	3,000円（補助対象外）
値引き	3,500円（補助対象外）
クーポン利用	5,000円（支払金額に充当）

（計算）40,000（本体）+15,000（キーボード）+4,000円（保証）-500円（※）
 =58,500円（記入する購入金額）

※本体の値引き額に相当する金額（マウス3,000円-値引き3,500円）

② 添付書類

・ 必ず添付する書類

○ 申請者または同一世帯の者宛ての、端末の購入を証明する書類又はその写し（購入した物品がタブレット端末等であること、販売元、購入日、購入価格（税込）がわかる領収書又は同様の内容を証明できるもの）

※ 端末の代金支払いが完了しないと、購入を証明する書類が発行されない場合があります。

・ 世帯区分によって提出する書類が異なるもの

世帯区分	<u>生活保護法第11条第1項第1号から第8号までのいずれかの扶助を受けている世帯</u>	世帯全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	世帯全員の収入金額から給与控除金額等を除いた年間の <u>所得金額</u> の合計が <u>620万円以下</u> の世帯
提出書類	<u>生活保護受給証明書</u> 又はその写し（申請時が受給期間であることがわかるもの）	（申請時の年度） <u>課税証明書（市町村が課税金額を証明したもの）</u> 若しくはその写し（学生、乳幼児を除く全員分）	（申請時の年度） <u>所得証明書（市町村が所得金額を証明したもの）</u> 若しくはその写し（学生、乳幼児を除く全員分）

- ※ 世帯全員とは、生計を同一にしている者全員を指します。
- ※ 学生について、就学期間中（*2）にあるものは、アルバイトを含め、就業していても未就業者とみなしますので、所得証明書などの提出は不要です。
（*2）小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等に在籍している者。
- ※ 「課税証明書」「所得証明書」等については、市町村によって名称が異なりますのでご注意ください。
- ※ 令和6年度の「課税証明書」「所得証明書」については、6月中旬から発行が可能となる市町村があります。事前に市町村の発行窓口（市町村民税係等）にご確認ください。
- ※ 源泉徴収票、税確定申告書は証明書類となりません。

- ③ 誓約書兼同意書（第2号様式）
 - ・ 誓約・同意事項の内容を確認し、チェックする。（全ての口欄にチェックが入る必要があります。）
 - ・ 年月日、住所、氏名を記入する。
- ④ 口座振替による支払申出書〔債権者登録（変更）申請書〕（第3号様式）
 - ・ 申請者と別名義の場合は、委任状を添付

（2）関係書類の提出

- ① 上記（1）の①～④で準備した必要書類を学校へ全て提出します。その際、申請者は提出書類の写し（コピー）を取り、保管をしてください。

※ 補助金交付を受けた場合、申請者は申請書類の写し（コピー）の5年間保管が必要となります。

※ 補助金申請書チェックリストで提出書類および記載内容の確認をお願いします。

（3）補助金交付の可否及び交付金額のお知らせ

- ① 学校を通じて補助金交付について次のいずれかの通知文書によりお知らせします。
 - ・ 補助金交付決定と交付金額に関する通知文書
 - ・ 補助金交付が決定しなかったことに関する通知文書
- ② 8月以降に通知する予定です。

（4）補助金交付の実施

- ① 支払申出書（第3号様式）の口座に口座振替による補助金交付を行います。
- ② 9月以降に交付する予定です。

注意点（次の内容に注意して申請してください）

- 証明書は「令和6年（令和5年度分）」を添付
 - ※ 自治体が6月中旬から発行が可能となる市町村もありますので、ご注意ください。
- 住所はすべて住民票の住所を記入してください。
- すべての書類の申請者を同じ名義（同一）にしてください。
- 支払口座は原則として申請者名義にしてください。
（同一世帯に限り、委任状の提出で支払口座を別名義にすることができます。）

(保護者様用)

精算払い用 タブレット端末購入補助金申請書類 チェックシート

No.	【第 1 号様式および添付書類】	チェック
1	<p>◆表面、裏面、ともに記入漏れはありませんか。</p> <p>・購入方法や申請区分に「○」が記入されていますか。</p> <p>・世帯全員分の続柄、職業、氏名は記入されていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>◆添付された端末の購入を証明する書類（領収書など）は以下の 5 点が読み取れますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 購入した端末の機種名 <input type="checkbox"/> 販売元 <input type="checkbox"/> 購入日 <input type="checkbox"/> 購入価格（税込） <input type="checkbox"/> 購入者の氏名</p>	<input type="checkbox"/>
3	<p>◆申請する区分で「①生活保護受給世帯」を選択した方</p> <p>・交付申請金額は端末の購入価格を超えない金額で、54,000 円以下の金額になっていますか。</p> <p>・生活保護受給証明書又はその写し（申請時が受給期間内であることが分かり、世帯全員分の氏名が記載されたもの）は添付されていますか。</p> <p>◆申請する区分で「②非課税世帯」を選択した方</p> <p>・交付申請金額は端末の購入価格を超えない金額で、54,000 円以下の金額になっていますか。</p> <p>・令和 6 年度（令和 5 年度分）の課税・所得証明書もしくは課税証明書又はそのいずれかの写し（学生、未就学児、乳幼児を除く世帯全員分）は添付されていますか。</p> <p>◆申請する区分で「③世帯収入の合計が 620 万円以下の世帯」を選択した方</p> <p>・世帯全員分の所得金額が記入されていますか。（所得がない場合も「0 円」と記入してください。）</p> <p>・世帯の所得金額の合計金額は、「620 万円」を超えない金額が記入されていますか。</p> <p>・交付申請金額は端末の購入価格を超えない金額で、20,000 円以下の金額になっていますか。</p> <p>・令和 6 年度（令和 5 年度分）の課税・所得証明書もしくは所得証明書又はそのいずれかの写し（学生、未就学児、乳幼児を除く世帯全員分）は添付されていますか。（無職の場合も添付が必要となります。）</p>	<input type="checkbox"/>
【第 2 号様式】		
4	<p>◆チェックもれや記入漏れはありませんか。</p> <p>・誓約・同意事項全てにチェックがついていますか。（全てにチェックが必要となります）</p> <p>・申請日は第 1 号様式と同日になっていますか。</p> <p>・住所は都道府県から記入されていますか。</p> <p>・氏名は第 1 号様式の申請者名と同じになっていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
【第 3 号様式および添付書類】		
5	<p>◆記入漏れはありませんか。</p> <p>・申請日は第 1 号様式と同日になっていますか。</p> <p>・住所は都道府県から記入されていますか。</p> <p>・電話番号は正しく記入されていますか。</p> <p>・記入した口座情報と、添付された口座の写しの内容は一致していますか。</p> <p>・第 1 号様式、第 3 号様式の申請者名（保護者等）と通帳の口座名義人名（カナ）は一致していますか。（一致していない場合は、委任状を準備していますか）</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>◆添付された口座の写しは以下の 5 点が読み取れますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 金融機関名 <input type="checkbox"/> 店舗名（コードのみは×） <input type="checkbox"/> 預金種別 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座名義人名（カナ）</p>	<input type="checkbox"/>

(第1号様式)

黒又は青のペン（ボールペン可）で記入ください。

見本

学びの変革のための1人1台端末実現事業
タブレット端末等購入支援に係る補助金交付申請書兼実績報告書

申請日 令和6年〇〇月〇〇日

福島県教育委員会教育長 様

県立高等学校生徒を対象としたタブレット端末等購入支援に係る補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

記

1 申請者（保護者等）

氏名	福島 太郎	電話番号	024-xxx-xxxx
住所	福島 ^{都道} 府 ^県 福島市杉妻町2番16号 県庁アパート101号室		

2 対象生徒

学校名	福島県立 杉妻 高等学校	学科名	普通 科
学年	1 組	生徒氏名	福島 二郎

要件を確認し欄に「〇」を付けてください。

3 端末機器の購入方法と購入価格

〇を記入	購入方法	購入日	購入価格（税込）
<input checked="" type="radio"/>	①県の専用サイトから推奨機を購入	令和6年 4月 4日	59,900 円
<input type="radio"/>	②その他（ ）	令和6年 月 日	円

※購入日・購入価格の記入方法については（別紙 補助金交付申請の進め方）を参照してください。

4 申請する区分

申請者が該当する世帯区分の左に「〇」を付けてください。	世帯区分	交付申請金額の上限額
<input type="radio"/>	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第8号までのいずれかの扶助を受けている世帯	54,000円
<input checked="" type="radio"/>	③ 世帯全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	54,000円
<input type="radio"/>	⑥ 世帯全員の総収入金額から給与控除金額を除いた年間所得の合計が620万円以下の世帯	20,000円

世帯区分における上限額及び端末の購入価格を超えない額を記入ください。

5 交付申請金額

金 20,000 円

※交付申請金額は「3 端末機器の購入方法と購入価格」で記入した購入価格を超えない金額かつ「4 申請する区分」で選択した区分の上限額を超えない最大額を記入してください。

6 世帯人員の所得金額

単身赴任等で住所が別でも生計を同じくする場合は世帯に含めてください。

No.	続柄		所得金額
1	生徒本人	高校生	福島 二郎 0 円
2	祖父	会社員	福島 太郎 240,100円
3	父	会社員	福島 太郎 3,200,012円
4	母	パートタイマー	福島 花子 500,000円
5	兄	大学生	福島 一郎 0 円
6	弟	未就学児	福島 三郎 0 円
7			円
8			円
9			円
10			円
11			円
12			円
所得金額の合計			※この額が 620 万円以下の世帯が補助対象 3,940,112円

生徒から見た続柄を記入ください。

大学等を含めた就学期間中の者は未就業者とみなしますので所得金額は「0」とします。

※職業欄の記入について、無職の場合は「無職」と記入してください。また、児童・生徒・学生の場合は「〇〇生」、小学生未満の場合は「未就学児」や「乳幼児」等と記入してください。

注1 この様式は、タブレット端末等購入支援に係る補助金の交付を申請する場合に、生徒1人につき、1部提出すること。

注2 この様式には次の書類を添付すること。

- (1) 端末の購入を証明する書類又はその写し（購入したタブレット端末等の名称、販売元、購入日、購入価格税込）、購入者名が分かる領収書、又は支払いが完了したことを証明できる書類）
- (2) 「4 申請する区分」によって異なるもの

①生活保護受給世帯	生活保護受給証明書又はその写し（申請時が受給期間内であることが分かり、世帯全員分の氏名が記載されたもの）
②非課税世帯	令和6年度（令和5年度分）の課税・所得証明書もしくは課税証明書又はそのいずれかの写し（学生、未就学児、乳幼児を除く世帯全員分）
③620万円以下の世帯	令和6年度（令和5年度分）の課税・所得証明書もしくは所得証明書又はそのいずれかの写し（学生、未就学児、乳幼児を除く世帯全員分）

(3) 誓約書兼同意書（第2号様式）

(4) 口座振替による支払申出書〔債権者登録（変更）申請書〕（第3号様式）

※通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、預金種別、口座名義人名（か）が確認できるもの）

注3 「6 世帯人員の所得金額」については、上記「注2(2)」の書類に基づいて^(※1) 記入すること。

^(※1) 総所得金額（所得合計金額）を正確に記入してください。

※申請書で提出していただいた個人情報は、補助金交付に係る業務以外には使用しません。また、本人の同意がなければ第三者に個人情報を提供することはありません。

記入例

口座振替による支払申出書 [債権者登録(変更) 申請書]

いづれかに必ずチェック☑を入れる

「ア」:これまでに補助金等の申請をしたことのある方
原則、前回と同じ口座(通帳確認)
 ※不明の場合は、学校にお問い合わせ下さい。

「イ」:初めて申請される方

「ウ」:これまでに給付金の申請をしたことのある方で

福島県教育委員会

タブレット端末等

(ア、

前回口座

※これまでに申請した口座

原則、前回と同じ口座

イ. 新規

※初めて申請される方
 必ず通帳コピーを添付

ウ. 変更

※前回と口座を変更されたい方
 必ず通帳コピーを添付。

氏名 福島 太郎

・日付は申請書と同じ日
 ・必ず申請者が自署

〇〇〇〇 高等学校

生徒氏名 福島 健二

ア～ウいづれの場合でも、太枠の中を全て記入

フリガナ	フクシマ タロウ	住所	福島県 福島市 杉妻町
氏名	福島 太郎	電話番号	960-8888024-521-7775
フリガナ	フクシマ	フリガナ	フクシマ
住所	福島県 福島市 杉妻町	フリガナ	スギツマチヨウ
フリガナ	バン	フリガナ	ゴク
番地	2番16号	フリガナ	ゴク
フリガナ	ケンチョウ	フリガナ	ゴクシマ
方書	県庁アパート101号室	フリガナ	ゴクシマ
支払方法	金融機関名	フリガナ	ゴクシマ
1 口座振替	東邦銀行	フリガナ	タロウ
1 普通預金	9999999	フリガナ	タロウ

住民票の住所を記入

アパート名・部屋番号まで記入

- ・前回と同じ口座の方も記入
- ・普通預金以外は不可
- ・必ず申請者の口座を記入

イ・ウの場合は必ず
 左に記入した 振込口座の通帳コピー を必ず貼り付け。

「金融機関名」「店舗名」「預金種別」「口座番号」「口座名義(カナ)」
 がわかる部分をコピー。

※通帳がない口座の場合は上記全てがわかるもの
 (キャッシュカードのコピー・口座番号連絡書等)
 を貼り付け。

※ゆうちょ銀行の場合は、見開き1ページ目を

のりで全面をしっかりと貼り付けてください

借入金									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※記入上の注意
 1. 記入例を参考に太枠の中を記入してください。
 2. 口座名義人は必ず申請者(保護者等)になります。

【受領委任の場合の記入例】

委 任 状

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

交付申請書と
同日を記入

申請者 (第1号様式)

(委任者)

住所

福島県福島市杉妻町2番16号

氏名

福島 太郎

福島
印

私は、福島県学びの変革のための1人1台端末実現事業タブレット端末等購入支援に係る補助金の受領について、次の者に委任します。

(受任者)

口座の名義人 (第3号様式)

住所

福島県福島市杉妻町2番16号

氏名

福島 花子